４．トラブルとその対応事例
４－２．工場の運営に大きな影響を与えた事例
事象分類別（ｃ．その他影響の大きかった事象）

件名	（12-6）再処理事業所構外への油圧作動油の漏えいについて
事象の概要 （１）発生場所 （対象建屋・機器） （２）設備の概要 （３）事象の概要	（１）再処理構外（二又川および尾駮沼） （２）― （３）2020年11月17日15時20分頃、再処理事業所構外において、当社社員が二又川取水検証作業※１の準備のため、水中ポンプの起動確認をしたところ、油圧作動油（約16L）が構外の二又川および尾駮沼へ漏えいした。 二又川および尾駮沼に吸着マットを設置する等し、油圧作動油の回収を実施している。 ※１：重大事故発生時の取水源としている二又川から取水できることを確認するための作業
事象の原因	今回の事象の原因は、以下のとおりと考えられる。 （１）水中ポンプのメカニカルシール損傷 過去に水中ポンプを空運転（水の無い状態もしくは低水位状態で運転）したことで、メカニカルシールとカウンタシールの間にある油圧作動油が熱により枯渇し、両シールが直接接触したことでメカニカルシールの損傷が発生した。 （２）油圧ホースによじれの痕を確認 油圧ホースのよじれにより、メカニカルシールの損傷箇所にかかる圧力が高まり、油圧作動油が漏れやすくなった可能性がある。
再発防止策	（１）水中ポンプの空運転を防ぐため、常に水中ポンプを水面より下に設置するための目印を表示する。 （２）大型移送ポンプ車は水中ポンプが２台あることから、１台のみ使用した場合の運転号機の間違いによる空運転を防ぐため、常に水中ポンプを２台とも水中に入れて運転する。 （３）油圧ホースの展張および回収時は、よじれのないことを確認する。 （４）二又川、尾駮沼で取水する場合は、万が一の漏えいに備え、事前に、水中ポンプ周辺にオイルフェンスを設置する。 （５）すべての対策について、手順書に記載するとともに作業員へ教育を実施する。

トラブル情報			運転情報		
Ａ情報	Ｂ情報	Ｃ情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等

＊：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象
＊：現通報区分にて分類

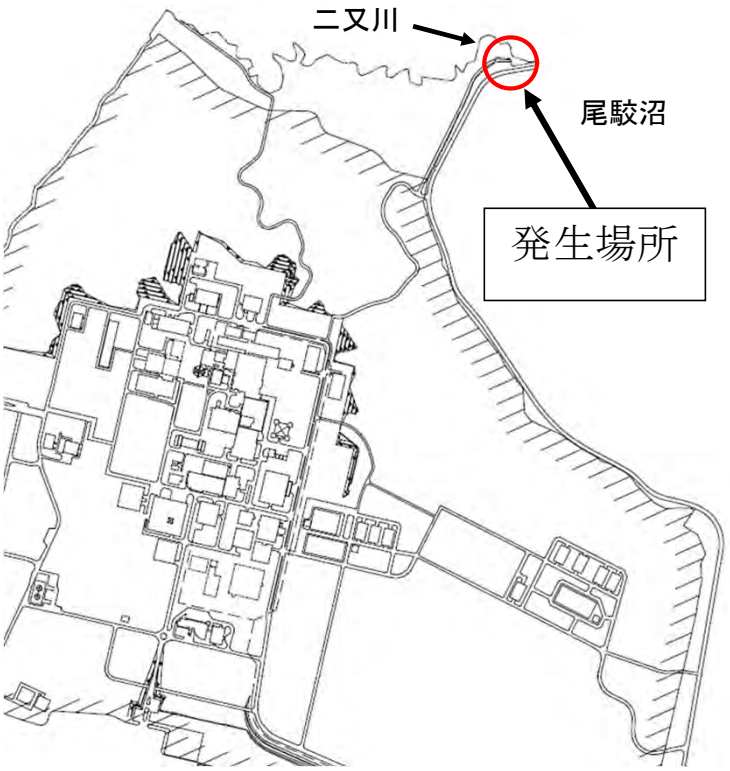

【再処理事業所　構内配置図】

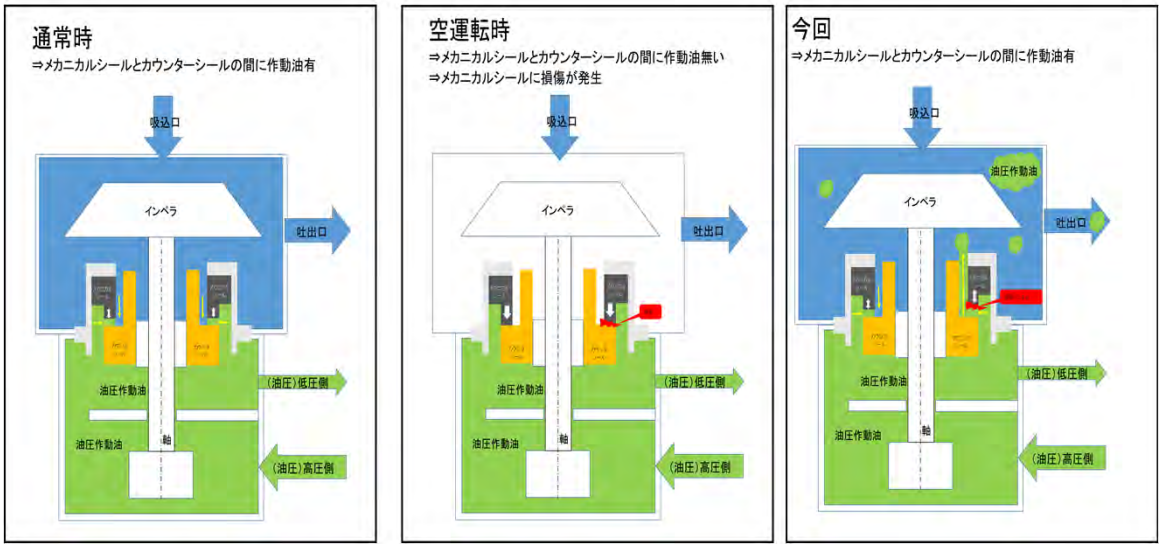

【メカニカルシール損傷概要図】

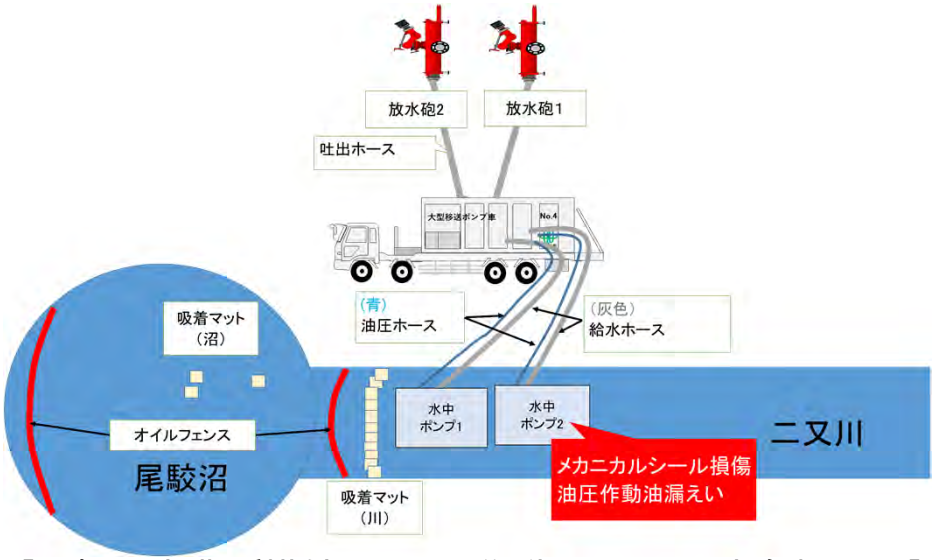

【再処理事業所構外への油圧作動油の漏えい事象概要図】